

防府市老人大学校設置運営事業実施要領

昭和57年7月1日制定

(目的)

第1条 この事業は、高齢者及び向老期の者に体系的な学習の機会を提供することにより、高齢者が社会経済の変化に適合し、生きがいのある豊かな老後を創造することに寄与することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、防府市とする。ただし、この事業を効果的に実施するため、事業の実施を社会福祉法人防府市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）に委託するものとする。

(設置場所)

第3条 老人大学校の設置場所は、市社協とする。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、高齢者及び向老期の者とする。

(事業の内容等)

第5条 この事業は、老人大学校において定期的に講座を開設するものとし、その内容は、おおむね次に掲げる基準とする。

受講定員は、おおむね40人とする。

カリキュラムは、次に掲げる学習分野について、別に定める学習内容の中から選択して編成する。

ア 個人生活を豊かにする学習

イ 家庭学習を豊かにする学習

ウ 社会生活を豊かにする学習

学習内容の選択に当たっては、別に指定する重点学習テーマの中から年間6項目以上を必ず選択しなければならない。

履修単位は、20単位を基準とし、1単位の学習時間は、1時間30分程度とする。

修学年限は、2年間を原則とする。

(指導及び援助)

第6条 防府市は、市社協が実施する事業の円滑化を図るため必要な指導及び援助を行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。